

苫小牧基署発 0525 第 1 号
令和 4 年 5 月 25 日

関 係 各 位

苫小牧労働基準監督署長
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

日頃より労働基準行政の推進に格別のご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、塩酸、硝酸等の歯又はその支持組織に有害な物のガス等を発散する場所における業務に常時従事する労働者については、これらのガス等に長期間ばく露されることにより歯の欠損等を起こす場合があることから、労働安全衛生施行規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 48 条において歯科医師による健康診断（以下「歯科検診」という。）の実施が事業者に義務付けられているところですが、令和元年度に厚生労働省が実施した調査において、この歯科検診の実施率が非常に低いことが判明したところです。

このようなことから、今般、歯科検診の実施状況を正確に把握し、その実施率の向上を図るため、下記のとおり安衛則について所要の改正が行われています。

つきましては、同封するリーフレット等もご活用いただき、傘下会員等への周知にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

記

第 1 改正の内容

- (1) 有害な業務（※）に従事する労働者に対して歯科検診を実施する義務のある事業者について、その使用する労働者の人数にかかわらず、安衛則第 48 条の歯科検診（定期のものに限る。）を行ったときは、遅滞なく、歯科検診の結果の報告を諸葛労働基準監督署長に行わなければならないこととされました。

※ 労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 22 条第 3 項において、「塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯またはその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務」と規定されています。

- (2) 現行の定期健康診断結果報告書（様式第 6 号）から、歯科検診に係る記載欄を削除することとし、歯科検診に係る報告として、「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（様式第 6 号の 2）」が新たに作成されました。
当該報告書について、様式第 6 号には記載欄がなかった歯科検診に係る有害な業務の内容等の記載欄が追加されました。
- (3) その他所要の改正が行われました。

第2 改正期日等

(1) 施行期日

改正省令は、令和4年10月1日より施行されます。

(2) 経過措置

改正省令の施行の際、現に提出されている改正前の安衛則（以下「旧安衛則」という。）様式第6号の報告書（安衛則第48条の健康診断（定期のものに限る。）に係るもの。）は、改正後の安衛則様式6号の2の報告書とみなすとともに、当分の間、旧安衛則に定める様式に記載欄を追加する等して、引き続き使用することができます。

また、改正省令の施行の日前に実施した安衛則第48条の健康診断（定期のものに限る。）に係る同規則第52条の規定の適用については、なお従前の例によります。

担 当 苫小牧労働基準監督署 安全衛生担当

〒053-8540

苫小牧市港町1丁目6番15号 苫小牧港湾合同庁舎2階

TEL0144-88-8900

労働安全衛生法に基づく 歯科医師による健康診断を実施しましょう

事業者は、労働安全衛生法第66条第3項に基づき、歯等に有害な業務に従事する労働者に対して、歯科医師による健康診断を実施し、その結果を所轄労働基準監督署長へ報告しなければなりません。

◆ 対象となる労働者

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務（対象業務※）に常時従事する労働者（安衛法施行令第22条第3項、安衛則第48条）

※ 例）メッキ工場、バッテリー製造工場等における上記の業務

◆ 実施時期

対象業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、対象業務への配置替えの際、対象業務について後6ヶ月以内ごとに1回（安衛則第48条）

◆ 歯科医師による健康診断実施後に事業者が取り組むこと

1. 健康診断結果の記録

健康診断個人票を作成し、5年間保存しなければなりません。（安衛法第66条の3）

2. 健康診断の結果についての歯科医師からの意見聴取

健康診断の結果、所見のある労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について、歯科医師の意見を聞かなければなりません。（安衛法第66条の4）

3. 健康診断実施後の措置

上記2による歯科医師の意見を勘案し必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければなりません。（安衛法第66条の5）

4. 健康診断の結果の労働者への通知

健康診断結果は、労働者に通知しなければなりません。（安衛法第66条の6）

5. 健康診断の結果の所轄労働基準監督署長への報告

その使用する労働者の人数にかかわらず、事業者は、遅滞なく、安衛則様式第6号の2（有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書）により健康診断の結果を、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。（安衛法100条）

お問い合わせ先：都道府県労働局または労働基準監督署

所在案内：<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>



厚生労働省北海道労働局・労働基準監督署

(2022.5)